

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2022年3月28日時点	
～2022年3月27日	2022年3月28日～
Smart Data Platformサービス利用規約 共通編	Smart Data Platformサービス利用規約 共通編
	<p><u>附則（令和4年3月22日 DPS5G第00898307号）</u> <u>（実施期日）</u> 1 <u>この改正規定は、令和4年3月28日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> 2 <u>この改正規定実施の際現に、当社から設定用SIMカードを貸与されている契約者は、改正前の規定におけるIoT Connect Gatewayの解約により設定用SIMカードが不要となった場合の取扱いに準じて、自己の責任と費用負担において、法令に従い、設定用SIMカードを処分するものとします。</u> 3 <u>当社は、IoT Connect Gatewayについて、日本標準時の令和4年3月1日から協定世界時の令和4年3月31日までを令和4年3月利用分として利用料金を計算します。</u></p>